



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年2月5日火曜日 第1935号

### ◇ 目次 ◇ 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....63  
 指定居宅介護支援事業者の指定.....63  
 指定介護予防サービス事業者の指定.....64  
 指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....64  
 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....64  
 指定介護予防サービスを行う事業所の名称の変更.....65  
 指定介護予防サービスを行う事業所の所在地の変更.....65  
 指定居宅サービス事業の廃止.....65  
 指定介護予防サービス事業の廃止.....66  
 指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....66  
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....66  
 土地収用法に基づく事業の認定.....66  
 道路の供用開始（県道六軒家石手線）.....67  
 道路の供用開始（県道松山松前伊予線）.....68  
 道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）.....68  
 道路の供用開始（ " " ）.....68

道路の区域変更（県道長浜中村線）.....68  
 道路の供用開始（ " " ）.....69  
 道路の区域変更（県道宇和三瓶線）.....69  
 都市計画区域の変更.....69  
 都市計画の決定（2件）.....69  
 都市計画の変更（7件）.....70  
 都市計画の変更案の縦覧（3件）.....70  
 愛媛県環境影響評価条例による都市計画事業に係る環境影響評価書等の縦覧.....71

### 教育委員会規則

愛媛県県立学校教職員設置規則等の一部を改正する規則.....71

### 教育委員会訓令

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令.....76

### 雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示.....77  
 消防設備士試験の実施に関する公示.....77

## 告 示

### ○愛媛県告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成20年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106774	社会福祉法人円舞会	愛媛県松山市河野別府905番地	短期入所生活介護	短期入所生活介護春の森	愛媛県松山市河野別府905番地	平成19年12月1日
3813210196	医療法人大西クリニック	愛媛県今治市大西町紺原甲827番地1	通所リハビリテーション	大西クリニック	愛媛県今治市大西町紺原甲827番地1	平成19年12月1日
3870500729	有限会社オフィスワン	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	通所介護	オレンジケアステーション	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	平成19年12月1日
3870501792	株式会社ふじ	愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番12号	通所介護	デイサービスセンター「デイサン」	愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番12号	平成19年12月1日
3870106790	株式会社まごの手本舗	愛媛県松山市北土居町473番地3	訪問介護	ヘルパーステーションぴゅあ	愛媛県松山市星岡三丁目2番16号メゾン星岡203	平成19年12月7日
3870400680	有限会社タカハシ	愛媛県八幡浜市1510-53	訪問介護	有限会社タカハシ指定訪問介護ステーションももたらう保内	愛媛県八幡浜市保内町川之石2-21-4	平成19年12月12日
3810228266	医療法人隆典会	愛媛県今治市別名274	訪問看護	片木脳神経外科	愛媛県今治市別名274	平成19年12月21日

### ○愛媛県告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成20年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870106782	社会福祉法人アテナ会	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所アテナ	愛媛県松山市保免西一丁目7番15号ハイカムール保免101号	平成19年12月1日
3871300400	株式会社クリーンテック	愛媛県西条市ひうち18番地9	居宅介護支援	株式会社クリーンテック居宅介護支援事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621-1	平成19年12月1日
3870400672	有限会社タカハシ	愛媛県八幡浜市1510-53	居宅介護支援	有限会社タカハシ指定居宅介護支援事業所ももたろう保内	愛媛県八幡浜市保内町川之石2-21-4	平成19年12月12日

○愛媛県告示第126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870106774	社会福祉法人円舞会	愛媛県松山市河野別府905番地	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護春の森	愛媛県松山市河野別府905番地	平成19年12月1日
3813210196	医療法人大西クリニック	愛媛県今治市大西町紺原甲827番地1	介護予防通所リハビリテーション	大西クリニック	愛媛県今治市大西町紺原甲827番地1	平成19年12月1日
3870201351	医療法人生きる会	愛媛県今治市北宝来町二丁目4番地9	介護予防短期入所生活介護	ケアセンターいきいき	愛媛県今治市北宝来町三丁目2番地12	平成19年12月1日
3873200947	上島町	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削210番地	介護予防短期入所生活介護	上島町老人短期入所施設	愛媛県越智郡上島町生名3637番地	平成19年12月1日
3870500729	有限会社オフィスワン	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	介護予防通所介護	オレンジケアステーション	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	平成19年12月1日
3870501792	株式会社ふじ	愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番12号	介護予防通所介護	デイサービスセンター「デイサン」	愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番12号	平成19年12月1日
3870106790	株式会社まごの手本舗	愛媛県松山市北土居町473番地3	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションびゅあ	愛媛県松山市星岡三丁目2番16号メゾン星岡203号	平成19年12月7日
3870400680	有限会社タカハシ	愛媛県八幡浜市1510-53	介護予防訪問介護	有限会社タカハシ指定訪問介護ステーションももたろう保内	愛媛県八幡浜市保内町川之石2-21-4	平成19年12月12日

○愛媛県告示第127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名 称		所 在 地	
				変 更 前	変 更 後		
3870300468	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	福祉用具貸与	株式会社トーカイ宇和島出張所	株式会社トーカイ宇和島営業所	愛媛県宇和島市保手二丁目7-16	平成19年11月1日
3870300468	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	特定福祉用具販売	株式会社トーカイ宇和島出張所	株式会社トーカイ宇和島営業所	愛媛県宇和島市保手二丁目7-16	平成19年11月1日

○愛媛県告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービスの 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービスの 種類	指定居宅サービス事業所			届出 年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870200700	有限会社武吉	愛媛県今治市横田町一丁目6番3号	訪問介護	武吉ホームヘルプサービス今治	愛媛県今治市郷新屋敷町五丁目3番2号	愛媛県今治市郷新屋敷町二丁目2番5号	平成19年 12月17日

○愛媛県告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービスの 種類	指定介護予防サービス事業所			届出 年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870300468	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	介護予防福祉用具貸与	株式会社トーカイ宇和島出張所	株式会社トーカイ宇和島営業所	愛媛県宇和島市保手二丁目7-16	平成19年 11月1日
3870300468	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	特定介護予防福祉用具販売	株式会社トーカイ宇和島出張所	株式会社トーカイ宇和島営業所	愛媛県宇和島市保手二丁目7-16	平成19年 11月1日

○愛媛県告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービスの 種類	指定介護予防サービス事業所			届出 年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870200700	有限会社武吉	愛媛県今治市横田町一丁目6番3号	介護予防訪問介護	武吉ホームヘルプサービス今治	愛媛県今治市郷新屋敷町五丁目3番2号	愛媛県今治市郷新屋敷町二丁目2番5号	平成19年 12月17日

○愛媛県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービスの 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3863590992	有限会社コミュニティハウス	愛媛県松山市北条588番地3	訪問看護	訪問看護ステーションのどか	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田字石山173番地1	平成19年 4月30日
3813910241	医療法人鈴木外科	愛媛県宇和島市吉田町北小路甲96番地2	短期入所療養介護	鈴木外科	愛媛県宇和島市吉田町北小路甲96番地2	平成19年11月30日
3870500646	株式会社サン	愛媛県新居浜市久保田町1-8-12	福祉用具貸与	株式会社サン福祉用具貸与サービス	愛媛県新居浜市中須賀町1-4-25	平成19年11月30日
3870500646	株式会社サン	愛媛県新居浜市久保田町1-8-12	特定福祉用具販売	株式会社サン福祉用具貸与サービス	愛媛県新居浜市中須賀町1-4-25	平成19年11月30日
3873000123	有限会社オフィスワン	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	通所介護	デイサービスみどり	愛媛県四国中央市土居町上野2162番地1	平成19年11月30日
3810710149	医療法人神南会	愛媛県大洲市新谷町18	訪問介護	久保内科循環器科	愛媛県大洲市新谷町甲18	平成19年12月1日
3860190390	医療法人友朋会	愛媛県松山市溝辺町甲331番地	訪問看護	訪問看護ステーションリつりん	愛媛県松山市畑寺町12-10	平成19年12月5日
3870100579	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町813	訪問入浴介護	訪問入浴サービス愛寿荘	愛媛県松山市東方町813	平成19年12月15日

3871000091	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町813	訪問入浴介護	訪問入浴サービス伊予あいじゅ	愛媛県伊予市宮下1224-1	平成19年12月15日
3870106675	有限会社ティーエムコーポレーション	愛媛県松山市北斎院町1072番地1	通所介護	マウマカンデ董	愛媛県松山市枝松三丁目1番13号	平成19年12月21日
3860190630	社会福祉法人松山紅梅会	愛媛県松山市北梅本町1624-1	訪問看護	訪問看護ステーション梅本の里	愛媛県松山市北梅本町1624-1	平成19年12月26日

○愛媛県告示第132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3863590992	有限会社コミュニティハウス	愛媛県松山市北条588番地3	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションのどか	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田字石山173番地1	平成19年4月30日
3813910241	医療法人鈴木外科	愛媛県宇和島市吉田町北小路甲96番地2	介護予防短期入所療養介護	鈴木外科	愛媛県宇和島市吉田町北小路甲96番地2	平成19年11月30日
3870500646	株式会社サン	愛媛県新居浜市久保田町1-8-12	介護予防福祉用具貸与	株式会社サン福祉用具貸与サービス	愛媛県新居浜市中須賀町1-4-25	平成19年11月30日
3870500646	株式会社サン	愛媛県新居浜市久保田町1-8-12	特定介護予防福祉用具販売	株式会社サン福祉用具貸与サービス	愛媛県新居浜市中須賀町1-4-25	平成19年11月30日
3873000123	有限会社オフィスワン	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	介護予防通所介護	デイサービスみどり	愛媛県四国中央市土居町上野2162番地1	平成19年11月30日
3860190390	医療法人友朋会	愛媛県松山市溝辺町甲331番地	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションりつりん	愛媛県松山市畑寺町12-10	平成19年12月5日
3813910043	医療法人友和会	愛媛県北宇和郡鬼北町近永1517番地3	介護予防通所リハビリテーション	篠原医院	愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永1517番地3	平成19年12月10日
3870106675	有限会社ティーエムコーポレーション	愛媛県松山市北斎院町1072番地1	介護予防通所介護	マウマカンデ董	愛媛県松山市枝松三丁目1番13号	平成19年12月21日

○愛媛県告示第133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3813910241	医療法人鈴木外科	愛媛県宇和島市吉田町北小路甲96番地2	介護療養型医療施設	鈴木外科	愛媛県宇和島市吉田町北小路甲96番地2	平成19年11月30日

○愛媛県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、松山市、東温市及び砥部町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業・松山南部地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間

平成20年 2月 6日から 3月 5日まで

- 縦覧場所  
松山市役所、東温市役所及び砥部町役場

○愛媛県告示第135号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

- 起業者の名称 松山市
- 事業の種類 （仮称）松山市保健センター南部分室及び南部児童センター整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

愛媛県松山市古川北三丁目地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県松山市古川北三丁目地内を起業地とする「(仮称)松山市保健センター南部分室及び南部児童センター整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、松山市が設置する地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条に基づく市町村保健センター及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項の第二種社会福祉事業の用に供する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に基づく児童センターであることから、土地収用法第3条第31号の「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」及び同条第23号の「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、松山市議会において松山市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、松山市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 事業の施行により得られる公共の利益

松山市の保健福祉行政は、「健やかで安心して暮らせる支え合い社会の構築」を基本理念とした諸施策を実施している。

そのうち、地域保健分野においては、「松山市ヘルスプロモーションプラン」を策定し、市民の主体的な健康増進の取り組みを支援するため、松山市保健センターにおいて、健康診断、健康相談及び一次予防の各種事業を実施しているが、利用頻度が高いため、今後の実施計画、組織体系等がひっ迫している。その上、近時の健康志向、高齢人口の増加等により、更なる利用者の増加が見込まれ、保健センターの整備が必要となっている。

一方、児童福祉分野においては、「松山市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域児童を健全に育成する拠点施設となる児童館事業に取り組んでいるが、松山市の人口の約20%を擁する南部地域(石井・余土・浮穴地区)には、児童館が設置されておらず、現在も人口が増加していることなどから、児童の健全育成の場を確保する必要が生じている。

本件事業の施行によって、松山市南部地域に保健センター及び児童センターが整備され、地域に密着した保健、子育て支援等のサービスを総合的・一体的に提供することが可能に

なるものと認められる。

また、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価の対象となる大規模で環境への大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、その運営によって、大気や土壌汚染、水質汚濁、騒音、悪臭といった悪影響のおそれもないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

## イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

## エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

## ア 事業を早急に施行する必要性

現在の保健センターでは、施設、人員ともに今後の需要増への対応が困難な状況であり、また、松山市南部地域には児童館が設置されておらず、児童の健全育成の場が十分に確保されていない状況であることから、早期に保健センター及び児童センターを整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性が高いものと認められる。

## イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所  
松山市役所

## ○愛媛県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市石手三丁目甲519番2から 同市石手三丁目甲519番8まで	平成20年 2月 5日
"	"	松山市石手三丁目甲550番地先から 同市石手三丁目甲551番4まで	"

○愛媛県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山松前伊予線	松山市雄郡一丁目151番2	平成20年 2月 5日

○愛媛県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字家ノ後第1号9番9から 同字第1号9番10まで	旧	メートル 11.7～13.4	キロメートル 0.029	
			新	20.3～30.0	0.029	

○愛媛県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字家ノ後第1号9番9から 同字第1号9番10まで	平成20年 2月 5日

○愛媛県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲940番5から 同市多田甲857番2まで	旧	メートル 5.8~12.1 6.5	キロメートル 0.320 0.320	
			新	6.5~8.5	0.320	

○愛媛県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市多田1432番2から 同市多田1433番2まで	平成20年 2月 5日

○愛媛県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和三瓶線	西予市三瓶町津布理2247番5から 同町津布理3005番5まで	旧	メートル 5.0~78.0 9.0~78.0	キロメートル 1.517 0.695	
			新	9.0~78.0	0.695	

○愛媛県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、次のように都市計画区域を変更する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画区域の名称  
八幡浜都市計画区域  
(八幡浜都市計画区域及び保内都市計画区域を一の都市計画区域とし、八幡浜都市計画区域とする。)
- 2 都市計画区域を変更する土地の区域
  - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
なし
  - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域  
なし

○愛媛県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
八幡浜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
八幡浜都市計画区域

○愛媛県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画都市高速鉄道 四国旅客鉄道(株)予讃線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
松山市古三津四丁目、古三津五丁目、山西町、古三津町、衣山四丁目、衣山五丁目、美沢二丁目、朝日ヶ丘二丁目、美沢一丁目、朝美二丁目、愛光町、辻町、南江戸一丁目、竹原二丁目、竹原三丁目、空港通一丁目、雄郡二丁目、小栗町、小栗七丁目、土居田町、保免上一丁目、保免上二丁目、保免中一丁目、保免中二丁目、保免中三丁目、市坪西町、市坪北二丁目、市坪南二丁目及び市坪南三丁目の各一部  
伊予市宮下、上野及び上三谷の各一部  
伊予郡松前町大字中川原、出作、神崎、鶴吉及び横田の各一部

## ○愛媛県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成20年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画臨港地区 松山臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 松山市西垣生町、南吉田町、北吉田町、大可賀三丁目、海岸通、三津ふ頭、三津一丁目、三津二丁目、三津三丁目、高浜町一丁目、高浜町二丁目、高浜町三丁目、高浜町六丁目、勝岡町、和気町二丁目、門田町、由良町、泊町の各一部
  - (2) 削除する部分 なし

## ○愛媛県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成20年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画道路 3・2・4 大手町通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 松山市南江戸一丁目、三番町八丁目及び大手町二丁目
  - (2) 削除する部分 松山市大手町二丁目及び宮田町

## ○愛媛県告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成20年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画道路 3・3・9 千舟町空港線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 松山市南江戸一丁目、三番町八丁目及び千舟町八丁目
  - (2) 削除する部分 なし

## ○愛媛県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成20年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画道路 3・4・22 松山駅前竹原線
- 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 松山市大手町二丁目、三番町八丁目及び千舟町八丁目
- (2) 削除する部分 なし

## ○愛媛県告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成20年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画道路 3・2・24 松山駅西口南江戸線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 松山市南江戸一丁目及び南江戸五丁目
  - (2) 削除する部分 松山市南江戸一丁目

## ○愛媛県告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成20年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画道路 3・2・60 松山駅北東西線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
松山市宮田町、南江戸一丁目及び辻町

## ○愛媛県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成20年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画道路 3・2・61 松山駅西南北線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
松山市辻町及び南江戸一丁目

## ○愛媛県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成20年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画道路  
1・4・1 自動車専用松山外環状線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 松山市余戸南二丁目、余戸南三丁目、余戸南



四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町、南吉田町、高岡町及び北吉田町の各一部

(2) 削除する部分 松山市余戸南二丁目の一部

○愛媛県告示第 154 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
松山広域都市計画道路 3・3・11 三津南吉田線	松山広域都市計画道路 3・3・11 三津北吉田線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 松山市南吉田町及び北吉田町の各一部

○愛媛県告示第 155 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・4・56 余戸北吉田線

2 都市計画を定める土地の区域

松山市余戸南三丁目、余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町、南吉田町、高岡町及び北吉田町の各一部

○愛媛県告示第 156 号

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第 1 号）第41条第

2 項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第 27号）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第21条第 2 項の規定により、次の都市計画事業に係る環境影響評価書を作成したので、同条例第41条第 2 項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第23条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画決定権者の名称

愛媛県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

松山広域都市計画都市高速鉄道  
四国旅客鉄道株式会社 予讃線

(2) 種類

普通鉄道に係る鉄道施設の改良

(3) 規模

延長 約 5.9キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

松山市美沢二丁目、朝日ヶ丘二丁目、美沢一丁目、朝美二丁目、愛光町、辻町、南江戸一丁目、竹原二丁目、竹原三丁目、空港通一丁目、土居田町、保免上一丁目、保免上二丁目、保免中一丁目、保免中二丁目、保免中三丁目、市坪西町、市坪北二丁目及び市坪南二丁目の各一部

伊予市上野及び上三谷の各一部

伊予郡松前町大字出作、神崎及び鶴吉の各一部

4 関係地域の範囲

松山市、伊予市及び伊予郡松前町

5 環境影響評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県庁、松山市役所、伊予市役所及び松前町役場

(2) 縦覧期間

平成20年 2月 5日から 3月 4日まで  
（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

(3) 縦覧時間

愛媛県 8時30分から17時30分まで

松山市 8時30分から17時15分まで

伊予市 8時30分から17時30分まで

松前町 8時30分から17時30分まで

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第 1 号

愛媛県立学校教職員設置規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 2月 5日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校教職員設置規則等の一部を改正する規則

（愛媛県立学校教職員設置規則の一部改正）

第 1 条 愛媛県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 4 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 教務主任及び学年主任は、それぞれ学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）<u>第104条第1項、第113条第1項及び第135条第1項</u>において準用する<u>施行規則第44条第4項及び第5項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第 5 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 保健主事は、<u>施行規則第104条第1項、第113条第1項及び第135条第1項</u>において準用する<u>施行規則第45条第4項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第 6 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 生徒指導主事は、<u>施行規則第104条第1項、第113条第1項並びに第135条第4項及び第5項</u>において準用する<u>施行規則第70条第4項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第 7 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 進路指導主事は、<u>施行規則第104条第1項、第113条第1項並びに第135条第4項及び第5項</u>において準用する<u>施行規則第71条第3項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第 8 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 学科主任及び農場長は、それぞれ<u>施行規則第81条第4項及び第5項</u>（<u>施行規則第135条第5項</u>において準用する場合を含む。）に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第 9 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項に規定する寮務主任及び舎監は、それぞれ<u>施行規則第124条第4項及び第5項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 各部の主事は、<u>施行規則第125条第2項</u>に規定する職務に従事する。</p>	<p><b>第 4 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 教務主任及び学年主任は、それぞれ学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）<u>第65条第1項、第65条の10第1項及び第73条の16第1項</u>において準用する<u>同規則第22条の3第3項及び第4項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第 5 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 保健主事は、<u>施行規則第65条第1項、第65条の10第1項及び第73条の16第1項</u>において準用する<u>同規則第22条の4第3項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第 6 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 生徒指導主事は、<u>施行規則第65条第1項、第65条の10第1項並びに第73条の16第4項及び第5項</u>において準用する<u>同規則第52条の2第3項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第 7 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 進路指導主事は、<u>施行規則第65条第1項、第65条の10第1項並びに第73条の16第4項及び第5項</u>において準用する<u>同規則第52条の3第2項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第 8 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 学科主任及び農場長は、それぞれ<u>施行規則第56条の2第3項及び第4項</u>（<u>同規則第73条の16第5項</u>において準用する場合を含む。）に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第 9 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項に規定する寮務主任及び舎監は、それぞれ<u>施行規則第73条の4第3項及び第4項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 各部の主事は、<u>施行規則第73条の5第2項</u>に規定する職務に従事する。</p>

（学校教育法施行細則の一部改正）

**第 2 条** 学校教育法施行細則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置の認可申請又は届出手続）</p> <p><b>第 4 条</b> 法第4条又は令第23条若しくは第25条の規定により学校又は分校の設置の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第3条又は<u>第7条</u>に規定する書類のほか、次の書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>2 規則第3条及び<u>第7条</u>に規定する図面は、次の各号に定める要件を具備する図面でなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>（位置の変更の認可申請又は届出手続）</p> <p><b>第 5 条</b> 令第23条、第25条又は第26条の規定により学校の位置の変更</p>	<p>（設置の認可申請又は届出手続）</p> <p><b>第 4 条</b> 法第4条又は令第23条若しくは第25条の規定により学校又は分校の設置の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第3条又は<u>第6条</u>に規定する書類のほか、次の書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>2 規則第3条及び<u>第6条</u>に規定する図面は、次の各号に定める要件を具備する図面でなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>（位置の変更の認可申請又は届出手続）</p> <p><b>第 5 条</b> 令第23条、第25条又は第26条の規定により学校の位置の変更</p>

の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第5条に規定する書類のほか、前条第1項第2号から第7号まで、第9号及び第10号に規定する書類、同条第2項に規定する図面並びに校長の意見書を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。

(設置者変更の認可申請又は届出手続)

**第6条** 法第4条又は令第25条の規定により学校の設置者の変更の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第14条に規定する書類のほか、関係市町又は学校組合の議会の変更議決書謄本及び予算議決書謄本を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。

(廃止の認可申請又は届出手続)

**第7条** 法第4条、令第23条又は第25条の規定により学校又は分校の廃止の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第15条に規定する書類のほか、第4条第1項第2号に規定する書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。

(課程等の設置又は廃止の認可申請又は届出手続)

**第8条** 法第4条又は令第23条の規定により高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の設置又は廃止の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第11条又は第15条に規定する書類のほか、第4条第1項に規定する必要な書類及び同条第2項に規定する図面を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。

(二部授業実施の届出手続)

**第9条** 令第25条の規定により二部授業を行うことについての届出をしようとするときは、規則第9条に規定する書類のほか、次の書類を添えて県委員会に届け出なければならない。

(1)～(4) 省略

(懲戒)

**第12条** 省略

2 法第11条及び規則第26条の規定により生徒に退学を命じたとき又は児童生徒に対する懲戒のうち重要若しくは異例な懲戒を行ったときは、校長は、速やかに次の事項を具し、県委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告しなければならない。

(1)～(5) 省略

(表簿)

**第14条** 県立学校に備えなければならない表簿は、規則第28条に規定するもののほか、おおむね次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

2・3 省略

(指導要録の様式及び編製)

**第26条** 規則第24条第1項の規定により、県立の高等学校の校長が作成する指導要録の様式及び編製については、別に定める。

2 規則第24条第2項の規定により、県立の高等学校の校長が作成する指導要録の抄本の様式は、別に定める。

第5章 中等教育学校

第6章 特別支援学校

第7章 専修学校

(準用条文)

**第30条** 第4条から第7条までの規定は、専修学校に、これを準用する。

の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第4条の2に規定する書類のほか、前条第1項第2号から第7号まで、第9号及び第10号に規定する書類、同条第2項に規定する図面並びに校長の意見書を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。

(設置者変更の認可申請又は届出手続)

**第6条** 法第4条又は令第25条の規定により学校の設置者の変更の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第7条の6に規定する書類のほか、関係市町又は学校組合の議会の変更議決書謄本及び予算議決書謄本を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。

(廃止の認可申請又は届出手続)

**第7条** 法第4条、令第23条又は第25条の規定により学校又は分校の廃止の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第7条の7に規定する書類のほか、第4条第1項第2号に規定する書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。

(課程等の設置又は廃止の認可申請又は届出手続)

**第8条** 法第4条又は令第23条の規定により高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の設置又は廃止の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第7条の3又は第7条の7に規定する書類のほか、第4条第1項に規定する必要な書類及び同条第2項に規定する図面を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。

(二部授業実施の届出手続)

**第9条** 令第25条の規定により二部授業を行うことについての届出をしようとするときは、規則第7条に規定する書類のほか、次の書類を添えて県委員会に届け出なければならない。

(1)～(4) 省略

(懲戒)

**第12条** 省略

2 法第11条及び規則第13条の規定により生徒に退学を命じたとき又は児童生徒に対する懲戒のうち重要若しくは異例な懲戒を行ったときは、校長は、速やかに次の事項を具し、県委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告しなければならない。

(1)～(5) 省略

(表簿)

**第14条** 県立学校に備えなければならない表簿は、規則第15条に規定するもののほか、おおむね次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

2・3 省略

(指導要録の様式及び編製)

**第26条** 規則第12条の3第1項の規定により、県立の高等学校の校長が作成する指導要録の様式及び編製については、別に定める。

2 規則第12条の3第2項の規定により、県立の高等学校の校長が作成する指導要録の抄本の様式は、別に定める。

第4章の2 中等教育学校

第5章 特別支援学校

第6章 幼稚園

(準用条文)

**第30条** 第26条の規定は、県立の幼稚園に、これを準用する。

第6章の2 専修学校

(準用条文)

**第30条の2** 第4条から第7条までの規定は、専修学校に、これを準用する。

2 省略  
 第8章 各種学校  
 第9章 補則

2 省略  
 第7章 各種学校  
 第8章 補則

(愛媛県立学校管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(学年)</p> <p><b>第4条</b> 高等学校の学年は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第104条第1項において準用する<u>施行規則第59条</u>の定めるところによる。</p> <p>2 中等教育学校の学年は、<u>施行規則第113条第1項</u>において準用する<u>施行規則第59条</u>の定めるところによる。</p> <p>(休業日)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程の休業日は、第1項及び前項に規定する日のほか<u>施行規則第104条第1項</u>において準用する<u>施行規則第61条第1号</u>及び第2号に掲げる日とする。</p> <p>5 省略</p> <p>(臨時休業日の報告)</p> <p><b>第9条</b> <u>施行規則第104条</u>又は第113条において準用する<u>施行規則第63条</u>の規定により臨時休業を行ったときは、校長は、次の事項を具し、速やかに教育長に報告しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(高等学校の入学及び編入学)</p> <p><b>第42条</b> 高等学校に入学することのできる者は、学校教育法第57条及び<u>施行規則第95条</u>に定める者でなければならない。</p> <p>2 第1学年の途中又は第2学年以上に入学することのできる者は、<u>施行規則第91条</u>に定める者でなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(高等学校の入学の許可)</p> <p><b>第44条</b> 高等学校の入学は、<u>施行規則第90条第1項</u>の規定により、校長が許可する。</p> <p>2 <u>施行規則第90条第1項</u>の規定による高等学校の入学者の選抜及び志願手続は、別に定めるところによる。</p> <p>(転学、転籍)</p> <p><b>第45条</b> <u>施行規則第92条第1項</u>又は第2項に規定する高等学校への転学又は転籍を希望する者は、別に定める通学区域に関する規定によらなければならない。</p> <p>(転学の手続)</p> <p><b>第46条</b> 他の高等学校に転学を希望する生徒のあるときは、校長は、<u>施行規則第92条第1項</u>の規定により在学証明書及び単位修得証明書を転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>2 転学先の校長は、教育上支障がない場合には、<u>施行規則第92条第1項</u>の規定により転学を許可することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 校長は、<u>施行規則第92条第2項</u>に規定する 全日制の課程及び定時制の課程相互間の転学又は転籍については、修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる。</p> <p>5 省略</p>	<p>(学年)</p> <p><b>第4条</b> 高等学校の学年は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第<u>65条</u>の定めるところによる。</p> <p>2 中等教育学校の学年は、<u>施行規則第65条</u>の10の定めるところによる。</p> <p>(休業日)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程の休業日は、第1項及び前項に規定する日のほか<u>施行規則第47条第1項第1号</u>及び第2号 _____ に掲げる日とする。</p> <p>5 省略</p> <p>(臨時休業日の報告)</p> <p><b>第9条</b> <u>施行規則第65条</u> 又は第65条の10 _____ の規定により臨時休業を行ったときは、校長は、次の事項を具し、速やかに教育長に報告しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(高等学校の入学及び編入学)</p> <p><b>第42条</b> 高等学校に入学することのできる者は、学校教育法第57条及び<u>施行規則第63条</u>に定める者でなければならない。</p> <p>2 第1学年の途中又は第2学年以上に入学することのできる者は、<u>施行規則第60条</u>に定める者でなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(高等学校の入学の許可)</p> <p><b>第44条</b> 高等学校の入学は、<u>施行規則第59条第1項</u>の規定により、校長が許可する。</p> <p>2 <u>施行規則第59条第1項</u>の規定による高等学校の入学者の選抜及び志願手続は、別に定めるところによる。</p> <p>(転学、転籍)</p> <p><b>第45条</b> <u>施行規則第61条</u>により高等学校に _____ 転学又は転籍を希望する者は、別に定める通学区域に関する規定によらなければならない。</p> <p>(転学の手続)</p> <p><b>第46条</b> 他の高等学校に転学を希望する生徒のあるときは、校長は、<u>施行規則第61条第1項</u>による _____ 在学証明書及び単位修得証明書を転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>2 転学先の校長は、教育上支障がない場合には、<u>施行規則第61条第1項</u>の規定により転学を許可することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 校長は、<u>施行規則第61条第2項</u>の規定により全日制の課程及び定時制の課程相互間の転学又は転籍については、修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる。</p> <p>5 省略</p>

( 留 学 )  
**第46条の2** 校長は、施行規則第93条第1項 \_\_\_\_\_の規定により、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。  
 ( 休 学、退 学 )  
**第47条** 高等学校の生徒が、休学又は退学をしようとするときは、施行規則第94条の規定により校長の許可を受けなければならない。  
 2 省略  
 ( 入 学 資 格 の 認 定 )  
**第48条** 施行規則第95条第5号の規定による認定をするときは、中学校の必修教科について中学校卒業程度の学力検査を行うものとする。  
 ( 幼 稚 部 の 入 学 の 許 可 )  
**第51条** 幼稚部の入学は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児のうち、適当と認める者について校長が許可する。  
 ( 小 学 部 又 は 中 学 部 の 退 学 )  
**第52条** 小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、施行令第18条の定めるところによる。  
**第53条から第55条まで** 削除

( 留 学 )  
**第46条の2** 校長は、施行規則第61条の2第1項の規定により、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。  
 ( 休 学、退 学 )  
**第47条** 高等学校の生徒が、休学又は退学をしようとするときは、施行規則第62条の規定により校長の許可を受けなければならない。  
 2 省略  
 ( 入 学 資 格 の 認 定 )  
**第48条** 施行規則第63条第5号の規定による認定をするときは、中学校の必修教科について中学校卒業程度の学力検査を行うものとする。  
**第51条** 削除  
**第52条** 削除  
 ( 小、中学部の退学 )  
**第53条** 小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、施行令第18条の定めるところによる。  
**第54条** 削除  
 ( 幼 稚 部 の 入 学 の 許 可 )  
**第55条** 幼稚部の入学は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児のうち、適当と認める者について校長が許可する。

( 愛媛県立学校学則の一部改正 )

**第4条** 愛媛県立学校学則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第8条</b> 入学、退学、転学、留学及び休学の許可については、管理規則第44条から第47条まで、第48条の4、第48条の5、第48条の8、<u>第51条及び第57条第3項の規定による。</u></p> <p><b>第14条の3</b> 省略</p> <p>2 特別支援学校の<u>幼稚部、小学部及び中学部</u> _____については、第8条(幼稚部については第9条)から第14条までの規定は適用しない。</p> <p><b>第17条</b> 懲戒は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第<u>26条</u>及び学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)第12条の規定による。</p>	<p><b>第8条</b> 入学、退学、転学、留学及び休学の許可については、管理規則第44条から第47条まで、第48条の4、第48条の5、第48条の8、<u>第55条及び第57条第3項の規定による。</u></p> <p><b>第14条の3</b> 省略</p> <p>2 特別支援学校の _____ <u>小学部、中学部及び幼稚部</u>については、第8条(幼稚部については第9条)から第14条までの規定は適用しない。</p> <p><b>第17条</b> 懲戒は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第<u>13条</u>及び学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)第12条の規定による。</p>

( 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正 )

**第5条** 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 各 課 及 び 室 の 所 掌 事 務 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>省略</p> <p>特別支援教育課</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 障害のある<u>幼児、児童及び生徒</u> _____の就学及び入学等に関すること。</p>	<p>( 各 課 及 び 室 の 所 掌 事 務 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>省略</p> <p>特別支援教育課</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 障害のある _____ <u>児童、生徒又は幼児</u>の就学及び入学等に関すること。</p>

(4) 省略	(4) 省略
(5) 教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒 _____ に 対する障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育 に関すること。	(5) 教育上特別の支援を必要とする _____ 児童、 _____ 生徒及び幼児に 対する障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育 に関すること。
(6)～(8)省略 省略	(6)～(8)省略 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

県 立 学 校

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 2月 5日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令

愛媛県県立学校教育課程基準（昭和48年 3月愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(高等学校)</p> <p><b>第1条</b> 高等学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第84条に規定する _____ 高等学校学習指導要領（平成11年 3月文部省告示第58号）によらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(中等教育学校)</p> <p><b>第2条</b> 中等教育学校の前期課程の教育課程については、<u>施行規則第74条に規定する _____ 中学校学習指導要領</u>（平成10年12月文部省告示第176号）及び<u>施行規則第109条の規定に基づき定められた中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件</u>（平成10年11月文部省告示第154号）によらなければならない。</p> <p>2 <u>中等教育学校の後期課程の教育課程については、施行規則第84条に規定する _____ 高等学校学習指導要領及び施行規則第109条の規定に基づき定められた中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件</u>によらなければならない。</p> <p>(特別支援学校)</p> <p><b>第3条</b> 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、<u>施行規則第129条に規定する _____ 特別支援学校幼稚部教育要領</u>（平成11年 3月文部省告示第60号）、<u>特別支援学校小学部・中学部学習指導要領</u>（平成11年 3月文部省告示第61号）及び<u>特別支援学校高等部学習指導要領</u>（平成11年 3月文部省告示第62号）によらなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(高等学校)</p> <p><b>第1条</b> 高等学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）<u>第57条の2の規定に基づく高等学校学習指導要領</u>（平成11年 3月文部省告示第58号）によらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(中等教育学校)</p> <p><b>第2条</b> 中等教育学校の前期課程の教育課程については、<u>施行規則第54条の2の規定に基づく中学校学習指導要領</u>（平成10年12月文部省告示第176号）及び<u>施行規則第65条の11第1項の規定に基づく中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件</u>（平成10年11月文部省告示第154号）によらなければならない。</p> <p>2 <u>中等教育学校の後期課程の教育課程については、施行規則第57条の2の規定に基づく高等学校学習指導要領及び施行規則第65条の11第1項の規定に基づく中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件</u>によらなければならない。</p> <p>(特別支援学校)</p> <p><b>第3条</b> 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、<u>施行規則第73条の10の規定に基づく特別支援学校幼稚部教育要領</u>（平成11年 3月文部省告示第60号）、<u>特別支援学校小学部・中学部学習指導要領</u>（平成11年 3月文部省告示第61号）及び<u>特別支援学校高等部学習指導要領</u>（平成11年 3月文部省告示第62号）によらなければならない。</p> <p>2 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

---

 雑 報
 

---

## ○公 告

## 危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。  
平成20年 2月 5日

財団法人 消防試験研究センター  
理事長 白 谷 祐 二

## 1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受 付 期 間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
前 期	平成20年 6月8日(日) 開始時間 10時	4月7日(月)から 4月16日(水)まで 必着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 受付時間 8:30~17:00	郵送又は持参
後 期	平成20年 10月26日(日) 開始時間 10時	8月25日(月)から 9月5日(月)まで 必着		

## 2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試 験 会 場	所 在 地	摘 要
甲種・乙種第1類 ～第6類・丙種 危険物取扱者試験	新居浜工業高等専門学校 松山工業高等学校 八幡浜工業高等学校	新居浜市八雲町7-1 松山市真砂町1 八幡浜市古町2-3-1	試験会場については、人数等の関係により、他の場所に変更することがあります。
乙種第4類（科目 免除なし）・丙種 危険物取扱者試験	東予高等学校 今治工業高等学校 吉田高等学校	西条市周布650 今治市河南町1-1-36 宇和島市吉田町北小路甲10	

## 3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

## ○公 告

## 消防設備士試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。  
平成20年 2月 5日

財団法人 消防試験研究センター  
理事長 白 谷 祐 二

## 1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

試 験 日	受 付 期 間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
平成20年8月10日(日) 開始時間 9時	6月23日(月)から 7月4日(金)まで 必着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 受付時間 8:30~17:00	郵送又は持参

## 2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試 験 会 場	所 在 地
甲種特類・甲種1類～5 類・乙種1類～7類 消防設備士試験	愛媛大学	松山市文京町3

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部